

小形二次電池を使用した通信機器の 表示に関するガイドライン ＜携帯電話・PHS端末運用編＞

平成30年10月改定(第7版)

平成29年12月改定(第6版)

平成23年12月改定(第5版)

平成22年6月改定(第4版)

平成20年8月改定(第3版)

平成16年3月改定(第2版)

平成15年1月制定(第1版)

一般社団法人

情報通信ネットワーク産業協会

移動通信委員会

目 次

1. 目的	1
2. 適用対象	1
3. 表示に関する基本的な考え方	1
4. 表示の対象とする事項	2
4.1 対象とする製品及び物品	
4.2 対象とする二次電池	
5. 表示の内容とその表現方法	3
6. 二次電池の取り外し容易性	5
7. 本ガイドライン運用編の見直し	5
8. マーク、記号の具体例	5
9. 付図	6
小形二次電池を使用した通信機器の 表示に関するガイドライン第6版作成委員名	7

1. 目的

本「小形二次電池を使用した通信機器の表示に関するガイドライン〈携帯電話・PHS 端末運用編〉は、携帯電話・PHS 端末に使用される小形二次電池を再生資源、または再生部品としての利用を促進することを目的とし、2001年4月1日に施行された「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて、情報通信ネットワーク産業協会移動通信委員会が作成した表示に関するガイドラインである。

携帯電話・PHS 端末は、電気通信事業者殿ブランドが主体であること、機器が小形であること、および回収の仕組みがその他の一般通信機器と状況が異なるため、実態に合わせ運用編としてとりまとめた。

2. 適用対象

日本国内で販売され、小形二次電池を使用した携帯電話・PHS 端末に適用する。

ただし、電気通信事業者殿から表示に関する仕様などの提示がある場合は、それに準ずるものとする。

なお、記憶保持用の二次電池のみを搭載している機器に関しては、本ガイドラインは適用外である。

3. 表示に関する基本的な考え方

表示の役割は、小形二次電池を再生資源、または再生部品としての利用を促進するためにある。表示の内容は、製品の使用者の知識、習慣、能力および常識などを考慮し、十分理解が得られるものとする。

なお、製品の使用者や購入者はもとより、購入者から製品を譲渡された人など対象者が広範囲に及ぶことも配慮した表示とする。

4. 表示の対象とする事項

4. 1 対象とする製品および物品

本ガイドライン運用編では、携帯電話・PHS 端末の本体、取扱説明書、個装箱、カタログへの表示を対象とする。

4. 2 対象とする二次電池

本ガイドラインの対象とする二次電池は、リチウムイオン (Li-ion)、ニッケル水素 (Ni-MH)、ニカド (Ni-Cd)、小型シール鉛 (Pb) の4種類とする。リチウムポリマー二次電池は、原理的な分類からリチウムイオン二次電池として扱うものとする。

通信機器の内部にあって、一般使用者が交換する必要のない記憶保持用二次電池は、本ガイドラインの対象外とする。

5. 表示の内容とその表現方法

次のいずれかにより表示する。

- A. 電池形の枠内に、スリーアローマークと右横に電池の種類記号
 - B. スリーアローマークと右横に電池の種類記号
 - C. スリーアローマークと下側に電池の種類記号
 - D. 小形二次電池を使用している旨の文言と電池の種類記号
- *電池の種類記号 (Ni-Cd、Ni-MH、Li-ion□□、Pb)

(1) 携帯電話・PHS端末の本体(電子表示も可とする)

小形二次電池を収納している近傍に、前記A, B, Cのいずれかを表示する。

近傍とは、小形二次電池を取り外すときに、一般利用者が認識できると判断できる場所を含む。一般利用者が認識できると判断できる場所に表示する場合は、BAJ(社団法人電池工業会)の定める小形二次電池本体の表示方法での代用も可とする。

一般消費者に小形二次電池を取り外しさせないタイプの機器は、前記A, B, C, 電池の種類記号のいずれかを表示する。

(2) 取扱説明書

(2)-1. 消費者に小形二次電池を取り外しさせるタイプの機器

本文に

- ①電池仕様(製品名、電圧、電池タイプなど)を明記する
- ②電池内蔵位置を明記する
- ③電池取り出し方法を明記する
- ④前記A, B, C, Dのいずれかを表示する
- ⑤以下の(a)~(d)の主旨表示を行う
 - (a)「この製品には、**電池を使用しています。」 注1)
 - (b)「**電池はリサイクル可能な貴重な資源です。」 注1)
 - (c)-1. 通信事業者向け製品(モバイル・リサイクル・ネットワーク回収)注2)
不要になりました電話機本体、電池、および充電器は、家庭ゴミとして捨てず、お近くのモバイル・リサイクル・ネットワークのマークのあるお店へお持ち下さい。
 - (c)-2. その他の機器(例: キャリアショップで販売しない機器)
不要になりました電話機本体は、家庭ゴミとして捨てず、各自自治体の定めるリサイクル回収拠点へお持ち下さい。または、「保証書に記載のお問い合わせ先」まで、ご相談ください。
 - (c)-3. 参考: JBRCを利用して電池をリサイクルする機器 注3)
バッテリーパックの回収、リサイクルおよびリサイクル協力店については、有限責任中間法人JBRCのホームページ(<http://www.jbrc.com>)を参照してください。
 - (d)「リサイクル時のご注意」
 - ・「電池はショートしないようにしてください。火災・感電の原因となります。」
 - ・「外装カバー(被覆・チューブなど)をはがさないでください。」
 - ・「電池を分解しないでください。」

なお、表紙にも表示する場合は、上記本文への表示から適宜選択する。

注1) ※※：ニカド、ニッケル水素、リチウムイオン、小形シール鉛蓄

注2) 付図3を参照

注3) この記載は、JBRCと各個社に於いて取引契約を結ぶ事を条件とする。

(2) -2. 消費者に小形二次電池を取り外しさせないタイプの機器

本文に

①電池仕様（製品名、電圧、電池タイプなど）を明記する

②電池内蔵位置を明記する

③前記A, B, C, Dのいずれかを表示する

④以下の(a)～(d)の主旨表示を行う

(a) 「この製品には、※※電池を使用しています。」 注1)

(b) 「※※電池はリサイクル可能な貴重な資源です。」 注1)

(c)-1. 通信事業者向け製品（モバイル・リサイクル・ネットワーク回収）注2)
不要になりました電話機本体、電池、および充電器は、家庭ゴミとして捨てず、
お近くのモバイル・リサイクル・ネットワークのマークのあるお店へお持ち下さい。

(c)-2. その他の機器（例：キャリアショップで販売しない機器）
不要になりました電話機本体は、家庭ゴミとして捨てず、各自自治体
の定めるリサイクル回収拠点へお持ち下さい。または、「保証書に
記載のお問い合わせ先」まで、ご相談ください。

(d) 「リサイクル時のご注意」
・「本体を分解しないでください。」

なお、表紙にも表示する場合は、上記本文への表示から適宜選択する。

注1) ※※：ニカド、ニッケル水素、リチウムイオン、小形シール鉛蓄

注2) 付図3を参照

(3) 個装箱

(3) -1. 消費者に小形二次電池を取り外しさせるタイプの機器

取扱説明書の(2)-1-④もしくは(2)-1-⑤(c)項と同様の表示をする。

(3) -2. 消費者に小形二次電池を取り外しさせないタイプの機器

取扱説明書の(2)-2-③もしくは(2)-2-④(c)項と同様の表示をする。

(4) カタログ

(4) -1. 消費者に小形二次電池を取り外しさせるタイプの機器

取扱説明書の(2)-1-④もしくは(2)-1-⑤(c)項と同様の表示をする。

(4) -2. 消費者に小形二次電池を取り外しさせないタイプの機器

取扱説明書の(2)-2-③もしくは(2)-2-④(c)項と同様の表示をする。

6. 二次電池の取り外し容易性

小形二次電池を使用する携帯電話・PHS端末は、小形二次電池の取り外しが容易な設計をする必要があるので留意すること。

但し、記憶保持用二次電池はこの限りではない。

7. 本ガイドライン運用編の見直し

本ガイドライン運用編は、現時点で活用できる「小形二次電池を使用した携帯電話・PHS端末の表示に関する運用」を示したが、見直しの必要が生じた場合は情報通信ネットワーク産業協会移動通信委員会にて随時見直す。

8. マーク、記号の具体例

(1) 電池形枠マーク

一例 : 付図1 による。

(2) スリーアローマーク

一例 : 付図2 による。

詳細は、(社)電池工業会の「小形充電式電池の識別表示ガイドライン(リサイクルマーク)」第6版(2010年4月発行)に準拠するものとする。

(3) 二次電池を示す記号(電池名称)

Ni-Cd (ニカド電池)

Ni-MH (ニッケル水素電池)

Li-ion□□(リチウムイオン電池)*1

Pb (小形シール鉛蓄電池)

*1: 電池正極活物質中の最大含有金属および再資源化しにくい金属をLi-ionの横に2つの数字で表示する。

例 Li-ion 00

正極活物質中の最大含有金属

0: コバルト 1: マンガン 2: ニッケル 3: 鉄

再資源化しにくい金属

0: なし

1: スズ(Sn)を電池パック重量に対し1.0%を超えて含有

2: りん(P)を電池パック重量に対し0.5%を超えて含有

(4) モバイル・リサイクル・ネットワークマーク

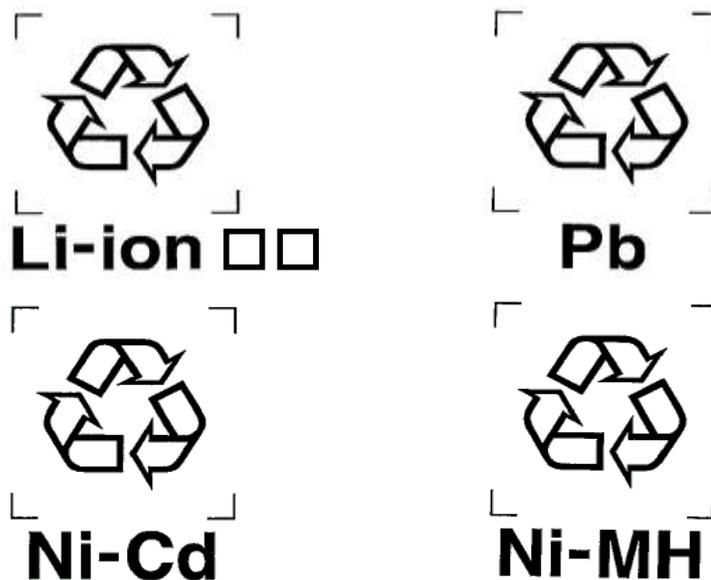
付図3による。

上記(2)(3)表示は、「密閉形アルカリ蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令」経済産業省令第95号(平成13年3月28日)に準拠するものとする。

9. 付図



付図 1. 電池形枠マーク（一例）



付図 2. スリーアローマーク（一例）



付図 3. モバイル・リサイクル・ネットワークマーク

使用した通信機器の
表示に関するガイドライン 第7版作成委員名

内海 祥広	京セラ株式会社
可兒 正俊	セイコーソリューションズ株式会社
蔵田 竜一	ソニー・モバイルコミュニケーションズ株式会社
都木 哲也	日本電気株式会社
石垣 悟	日本無線株式会社
森 寛行	株式会社 ネクス
山口 宏之	パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社
塘田 眞也	パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社
四本 宏二	株式会社 日立国際電気
豊蔵 裕之	富士通株式会社
多賀谷 裕	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

(順不同、敬称略)